ながさき酪農生産性向上支援事業費補助金実施要綱

制 定　令和６年４月１日６畜第３１号

（趣旨）

第１条　県は、乳用牛への適正な交配により生産された乳用雌牛をゲノミック評価により選抜し、育成預託施設を活用しながら、乳用後継牛（以下「後継牛」という。）を確保する取組を拡大することで、生乳生産拡大を図り、生乳販売収入を軸にした持続的な酪農経営を実現するため、予算の定めるところにより、ながさき酪農生産性向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（事業実施主体等）

第２条　この事業は、長崎県酪農業協同組合連合会及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年１月20日付け27生畜第1574号）で定める畜産クラスター協議会を事業実施主体とし、事業実施主体に属する県内の酪農経営体（以下「取組主体」という。）が行う事業で、補助率は別表に定めるとおりとする。

（事業の内容等）

第３条　本事業は次に掲げるものとする。

（１）　ゲノミック評価推進事業

県は、取組主体が後継牛の選抜のためゲノミック評価を実施する場合、その実績に応じ予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（２）　乳用育成雌牛預託事業

県は、取組主体が自ら生産した乳用雌牛について、その育成期間中に外部の育成預託施設を活用する場合、予算の範囲内で必要な預託経費の一部を補助するものとする。

（事業の要件）

第４条　取組主体は次の要件を満たすものとする。

（１）　第３条の（１）の取組対象者は以下の１）から２）までの全てを満たすものとする。

１）　畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について（令和４年10月31日付け４畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）（以下「みどりのチェックシート」という）の別紙２を満たすこと。

２）　家畜を飼養するにあたり、関係する法令を順守すること。

（２）　第３条の（２）の取組対象者は以下の１）～４）までの全てを満たすものとする。

１）　本事業及びチャレンジ酪農推進事業のうち乳用育成雌牛増頭支援の活用累計が２年以下であること。

２）　自ら作成する飼養頭数計画において、事業実施前年度２月１日時点の乳用雌牛飼養頭数を事業実施年度以降に増加等させる計画を有すること。

３）　みどりのチェックシートの別紙２を満たすこと。

４）　家畜を飼養するにあたり、関係する法令を順守すること。

（３）　第３条の（１）の交付対象となる乳用雌牛は、自らの酪農生産に供する目的で、取組主体が所有する後継牛とする。

（４）　第３条の（２）の交付対象となる乳用雌牛は、自らの酪農生産に供する後継牛を確保する目的で、取組主体が所有し、育成預託施設と預託契約を交わした乳用雌牛に限るものとし、買い取り買戻し方式による預託契約は対象外とする。

（事業の実施）

第５条　事業実施主体は、この事業の実施にあたっては、ながさき酪農生産性向上支援事業実施計画承認申請書（様式第１号）を県に提出するものとし、県は、当該計画が本事業の趣旨に沿い、事業内容を適当と認めるときは、計画を承認し、事業実施主体に通知を行う。

２　事業実施主体は、事業実施計画の承認があった後において、変更をしようとする場合は、あらかじめながさき酪農生産性向上支援事業実施計画変更承認申請書（様式第１号）を県に提出し、その承認を受けるものとする。この場合は、１項の規定を準用する。

（事業の推進）

第６条　事業実施主体は県の指導の下、関係機関、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

２　事業実施主体はこの事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、取組主体に対する指導及び監督を行うものとする。

（補助金交付の手続等）

第７条　事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、県が別に定める期日までに、ながさき酪農生産性向上支援事業費補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）（様式第２号）を作成し、内示後、45 日以内に県へ提出するものとする。

規則第４条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（１）　事業計画書(様式第２号別添の１)

（２）　収支予算書(様式第３号)

（３）　暴力団排除にかかわる誓約書（様式第４号）

（４）　その他知事が必要と認める書類

ただし、（３）については、別途農林部で定める団体については提出不要とする。

２　事業実施主体は補助金の交付決定があった後において、規則第 11 条第２項の規定により知事

の承認を受けようとする場合には、次に掲げる書類を県に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）　事業計画書、収支予算書その他規則第４条の規定により県に提出した書類の内容を変更（ (3)に掲げる軽微な変更を除く。）しようとする場合、ながさき酪農生産性向上支

援事業変更承認申請書（様式第５号）

（２）　補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合又は補助事業が予定の期間に完了しない場合若しくは補助事業の遂行が困難となった場合、ながさき酪農生産性向上支援事業遂行困難等報告書（様式第６号）

（３）　規則第11条第２項第１号の規定により知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

１）　事業の中止又は廃止

２）　事業費の20パーセントを超える増減

３）　補助額の変更を伴う事業費の変更

４）　取組主体、施行場所等の変更

（状況報告等）

第８条　事業実施主体はこの事業の遂行状況に関し、補助金の交付決定があった年度の12月31日（以下「12月31日」という。）現在において、ながさき酪農生産性向上支援事業遂行状況報告書（様式第７号）を作成し、当該年度の１月末日までに県に提出するものとする。ただし、第９条によるながさき酪農生産性向上支援事業費補助金概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）を12月31日までに提出した場合は、これに代えることができるものとする。

２　12月31日までに事業が完了するとき又は補助金の交付決定があった日が12月31日以降のときは、第１項の定めにかかわらず、事業実施主体は第10条の規定によるながさき酪農生産性向上支援事業費補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）の提出をもって事業遂行状況の報告に代えることができるものとする。

（補助金の概算払）

第９条　県は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、出来高に応じて、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

２　事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、概算払請求書（様式第８号）を作成し、県に提出するものとする。

（実績報告）

第10条　事業実施主体は補助事業が完了した日から起算して１ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の４月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第９号）を作成し、県に報告するものとする。その際、実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

（１）　事業実績書（様式第２号別添の１）

（２）　収支精算書（様式第３号）

（３）　事業確認調書（様式第10号）

（４）　ゲノミック評価結果（写し）

（５）　その他知事が必要と認める書類

（消費税及び地方消費税の取扱い）

第 11 条　事業実施主体は、県に対して第７条の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 52 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額という。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

２　事業実施主体は、第１項のただし書により申請をした場合において、第 10 条に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

３　事業実施主体は、第１項のただし書により申請をした場合において、第 10 条に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 11 号）を速やかに県に提出するとともに、その金額（（2）の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を県に返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第 15 条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月 30 日までに、同様式により県に報告しなければならない。

（帳簿等の整備保管等）

第 12 条　事業実施主体はこの事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳

簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業完了の翌年度から起算して５年間とする。

（他の施策等との関連）

第 13 条　本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）　家畜共済等の加入

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の取組主体は農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済、又は収入保険への加入を義務づけるものとする。

（２）　持続的な畜産物生産に向けた取組

事業実施主体は、ＧＡＰ取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施している場合を除いては、みどりのチェックシートに基づき、事業実施状況報告の報告期間中に１回以上、本事業の取組主体から、チェックシートの提出を受けることなどにより、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。

（その他）

第 14 条　県は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、

事業実施主体に対し調査又は報告を求めることができるものとする。

附　則（令和６年４月１日付け６畜第３１号）

この実施要綱は、令和６年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第２条関係）

区分	事業主体 （事業実施者）	補助の要件	補助率
１ゲノミック評価推進事業	長崎県酪農業協同組合連合会、畜産クラスター協議会	自らの酪農生産に供する後継牛を確保するためにゲノミック評価を行うこと	１頭当たり11千円
２乳用育成雌牛預託事業		預託牧場（※）と預託契約を交わしていること ※業として牛の育成預託を営んでおり、定款等に記載されていること	２分の１以内。ただし、１頭当たり50千円以内